平成 24 年５月 23 日

各　　位

会　　社　　名　株式会社ヤマノホールディングス
代 表 者 名　代表取締役社長
兼最高執行責任者　山 野　義 友
（ＪＡＳＤＡＱ　コード番号　7571　）
問い合わせ先　取締役常務執行役員
管理本部長　　金 木　俊 明
電　話　番　号　０３－３３７６－７８７８

（再訂正）「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社は、平成24年５月16日開催の取締役会において、平成24年６月28日開催予定の第26回定時株主総会に普通株式併合議案を付議することを決議いたしましたが、本日付で公表いたしました「株式併合の中止に関するお知らせ」のとおり、本日開催の取締役会において、普通株式の併合議案の上程を取り下げる旨決議いたしました。

当該決議に伴い、平成24年５月16日付公表の「定款の一部変更に関するお知らせ」、及び平成24年５月21日付公表の「(訂正)『定款の一部変更に関するお知らせ』及び『株式の併合に関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」の内容につきまして、下記の通り訂正いたします。

記

１．「定款の一部変更に関するお知らせ」の訂正箇所

【訂正箇所】　修正部分は下線を付しております。

株式併合議案に伴い、当社の発行可能株式総数を88,000,000株から68,000,100株へ変更し、また、単元未満株主の売渡請求に関する条文削除する定款の一部変更を第26回定時株主総会に付議する予定でおりましたが、株式併合議案の取り下げにより、発行可能株式総数は現状定款のまま88,000,000株とし、単元未満株主の売渡請求に関する条文削除は行わないこととします。

（訂正前）　　（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １ 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 1) ～　（条文省略） 34) （新設） ２ ～　（条文省略） ３ （発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、88,000,000株とし、普通株式及びＡ種優先株式並びにＢ種優先株式の各発行可能種類株式総数は、それぞれ、87,999,900株及び50株並びに50株とする。 以下省略 （単元株式数） 第８条　本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １） ～　（条文省略） ３） ４）次条に定める請求をする権利。 （単元未満株主の売渡請求） 第９条　本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。	（目的） 第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １ 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 1) ～　（現行どおり） 34) 35)美容室の経営 36)美容用品の販売 ２ ～　（条文省略） ３ （発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、68,000,100株とし、普通株式及びＡ種優先株式並びにＢ種優先株式の各発行可能種類株式総数は、それぞれ、68,000,000株及び50株並びに50株とする。 以下省略 （単元株式数） 第８条　本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １） ～　（現行どおり） ３） （削　除） （削　除） （第９条削除のため、以降は１条ずつ繰上げ。）

(訂正後)　　(下線は変更部分であります。)

現　行　定　款	変　更　案
(目的) 第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １　次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 1) ～　(条文省略) 34) (新設) ２ ～　(条文省略) ３ 以下省略	(目的) 第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １　次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 1) ～　(現行どおり) 34) <u>35)美容室の経営</u> <u>36)美容用品の販売</u> ２ ～　(条文省略) ３ 以下省略　(現行どおり)

以　上